

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第20号

答申番号：令和4年度答申第19号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

各原処分（児童手当・特例給付支給事由消滅処分及び児童扶養手当資格喪失処分）は、次の理由により違法又は不当である。

- (1) 請求人が処分庁に提出した本件各届出書は、処分庁から手続に関する適切な説明がなされない状態で行われたものであること。
- (2) 一時的に主たる生計維持者が請求人から元妻に変更になったかもしれないが、元妻が単独で生計維持者となったとはいえず、処分庁は元妻が単独で生計維持者となったか否かについて必要な調査を行わずに各原処分を行ったこと。
- (3) 請求人と本件児童は、請求人の退院後、以前と同様に一緒に暮らす予定であり、元妻は一時的に本件児童を預かっているに過ぎず、これも「同居」に含めるのは「同居」の範囲を広く捉え過ぎて妥当ではない。

#### 2 処分庁の主張の要旨

各原処分は、次のとおり違法又は不当な点はなく、各原処分の取消しを求め請求人の主張には理由がない。

- (1) 処分庁は、請求人及び元妻からの申立書に基づいて、児童手当及び児童扶養手当受給資格者となり得る者についての確認を行い、両者からの申立の内容については、矛盾するところがなく、請求人については、両手当の支給要件に該当しないことを請求人自身からの申立内容により確認できたことから、各原処分を行った。
- (2) 元妻が本件児童を監護し始めるに当たって、請求人からの承諾があったかどうかは、了知していないが、請求人が入院してから、元妻と本件児童が同居していることは、請求人の申立により事実であることには変わりがない。
- (3) 請求人は、請求人が本件児童への支出を一部行っていたため、元妻が単独で生計維持者となったとはいえないと主張するが、本件児童は元妻と同居して、かつ、元妻が生活費を負担していたという状況であれば、客観的には元妻は本件児童と生計を同じくしている状態にあったものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件児童と元妻は、令和4年1月31日以降、本件審査請求に至るまで、起居をともにし、生活していたのであり、元妻が本件児童を監護し、生計を同じくしていたと認められるから、元妻と本件児童は、児童手当法の「同居」及び児童扶養手当法の「生計を同じくしている」とする各要件に該当するといえることから、請求人の児童手当及び児童扶養手当の受給資格は同日以降は消滅又は喪失し、元妻に移転したというべきである。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主

張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和4年10月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月21日及び11月8日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

児童手当法によると、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等であって日本国内に住所を有するもの（同法第5条第1項に規定による所得制限により児童手当が支給されない者を除く。）に児童手当を支給することとされ（同法第4条第1項第1号及び第5条第1項）、支給要件を満たす者が複数人いる場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等のうちいずれか一の者が当該児童と同居しているときは、当該児童は、当該同居している父母等又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこととされている（同法第4条第4項）。また、ここにいう「同居」とは起居をともにすることをいうものと解されている。

また、児童扶養手当法によると、父母が婚姻を解消した児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）等の母が当該児童を監護する場合等に、児童扶養手当を支給することとされ（同法第4条第1項）、父に対する手当にあつては、児童が母と生計を同じくしているときに該当するときは、支給しないとされており、同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、当該父に対する手当は、支給しないとされている（同条第2項）。

そこで本件をみると、本件児童の父である請求人は、令和4年1月27日、疾病により入院し、同日以降、本件児童の生計維持が困難となったため、元妻が生計維持者となった旨の申立書を提出しており、入院後、元妻が本件児童と生活を共にしていることを認めている。

この点、請求人は、処分庁の職員から本件各届出書の提出に係る手続について適切な説明がなされていない旨主張するが、処分庁は、請求人が入院している状況に鑑みて、文書により制度の説明を行うとともに、請求人からの質問に対して回答する等の手続を経た上で、請求人が本件各届出書を提出したことが認められる。以上のとおり、令和4年2月以降は元妻が監護し、生計同一の状態にあるといえるから、児童手当及び児童扶養手当の受給資格は元妻にあるというべきである。よって、請求人の主張は採用することができない。

したがって、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 委員（会長） | 岸 | 本 | 太 | 樹 |
| 委員     | 鳥 | 井 | 賢 | 治 |
| 委員     | 日 | 笠 | 倫 | 子 |